

新

旧

さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱

第1章 総則
第1条～第3条 略

第2章 有料老人ホームの設置審査
第4条～第5条 略

(事前協議)

第6条 設置者は、都市計画法による開発許可等の申請前(開発許可等対象外の場合にあっては、建築基準法による建築確認(既存建築物を有料老人ホームに転用する場合はその用途変更)の申請前)、事業譲渡や吸収合併等による法人変更前に、様式第1号の「有料老人ホーム設置計画事前協議書」に定める資料等を添付して、さいたま市長に協議しなければならない。

なお、事業譲渡や吸収合併等による法人変更については、あらかじめ市に相談のうえ、市が定める取扱いを遵守すること。

(削除)

さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱

第1章 総則
第1条～第3条

第2章 有料老人ホームの設置審査
第4条～第5条 略

(事前協議)

第6条 設置者は、都市計画法による開発許可等の申請前、開発許可等対象外の場合にあっては、建築基準法による建築確認(既存建築物を有料老人ホームに転用する場合はその用途変更)の申請前に、様式第1号の「有料老人ホーム設置計画事前協議書」に、
(1)から(14)に掲げる事項を記載した書類等を添付して、さいたま市長寿応援部長に協議しなければならない。

(1) 設置主体に関する事項

ア 法人の概要

イ 役員等名簿

ウ 法人定款

(2) 立地条件に関する事項

ア 土地の権利関係

イ 建物の権利関係

(3) 規模及び構造設備について

ア 敷地面積

イ 建築面積

ウ 延べ床面積

エ 建物構造

新

旧

オ 施設設備の概要

カ 各室面積表

(4) 募集計画に関する事項

ア 募集方法

イ 対象層

ウ 対象地域

エ 募集組織

オ 年次計画

カ 募集活動費

(5) 運営・管理等に関する事項

ア 入居対象者

イ 入居定員

ウ 職員配置計画

エ 管理内容（管理規程、夜勤体制、防火防災体制、その他）

(6) サービスに関する事項

ア 介護に関する事項

(ア) 介護サービスの内容・範囲

(イ) 介護を行う場所・介護体制

(ウ) 介護費用の算定基礎

(エ) 費用徴収の方法

(オ) その他

<居室外介護の場合>

(カ) 移行の条件

(キ) その他

イ 医療に関する事項

<嘱託医について>

(ア) 嘱託医の氏名

(イ) 履歴書

(ウ) 診療科目

新

旧

(エ) 診療日程
<協力病院、提携病院の内容>

(ア) 病院の名称

(イ) 診療科目

(ウ) 病床数

(エ) 距離

(オ) 所要時間

(カ) 提携受諾書

ウ その他のサービスに関する事項

(ア) サービスの種類

(イ) 内容

(7) 事業収支等に関する事項

ア 資金計画に関する事項

(ア) 資金調達計画

(イ) 返済計画

(ウ) 入居率の設定

(エ) 損益分岐点の設定

(オ) 長期的な経営計画

(カ) 金融機関の融資同意書 (設置者が建物の建設、改修の
ために金融機関から融資を
受ける場合に限る。)

イ 事業収支計画に関する事項

(ア) 資金収支計画書

(イ) 損益収支計画書

(8) 前払金に関する事項

ア 算定の基礎

イ 保全措置の内容

(9) 退去時の返還金に関する事項

(10) 入居契約書

新

旧

第7条 略

第3章 届出等

第8条 略

(設置届)

第9条 設置者は、建築確認後すみやかに、さいたま市老人福祉法施行細則(平成15年さいたま市規則第126号。以下「法施行細則」という。)様式第31号により、第3条第1項に定める届出を行わなければならない。

第10条～第14条 略

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年12月31日までに従前の「さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱」に基づきなされた手続きについては、なお従前の規定により取り扱うものとする。

附 則

(11) 市場調査結果報告書

(12) 有料老人ホーム重要事項説明書

(13) さいたま市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表

(14) その他参考となる資料

第7条 略

第3章 届出等

第8条 略

(設置届)

第9条 設置者は、建築確認後すみやかに、老人福祉法施行細則(平成15年さいたま市規則第126号。以下「法施行細則」という。)様式第31号により、第3条第1項に定める届出を行わなければならない。

第10条～第14条 略

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年12月31日までに従前の「さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱」に基づきなされた手続きについては、なお従前の規定により取り扱うものとする。

附 則

新	旧
<p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成30年5月30日までに従前の「さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱」に基づきなされた手続きについては、なお従前の規定により取り扱うものとする。</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 令和3年6月1日までに従前の「さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱」に基づきなされた手続きについては、なお従前の規定により取り扱うものとする。</u></p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成30年5月30日までに従前の「さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱」に基づきなされた手続きについては、なお従前の規定により取り扱うものとする。</p>